

スポーツ振興条例調査特別委員会

(平成28年7月15日)

○ 樋口龍馬委員長

定刻を回ってございますので、スポーツ振興条例調査特別委員会をただいまより開会いたします。

本日は専門的知見の活用ということで、三重大大学の杉田教授、そして大隈准教授にご講義をいただき、質疑の後に意見交換の時間を設けたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

なお、杉田教授におかれましては、日程の調整上、ただいまこちらのほうに向かっていただいている途中でございますので、2時ごろからご講義を賜るといような形を計画しておりますのでご留意ください。それまでの時間ですが、今までの振り返りをさせていただき、大隈准教授におかれましては、オブザーブしていただくといような形をとらせていただきたく存じますので、よろしく願いをいたします。

皆様のお手元に、これまでの委員会での課題についてという1枚のペラ紙と、先般、皆様からご意見をいただきまして逐条解説に盛り込ませていただきました解説文がございますので、こちらのほうを使って振り返りを進めていきたいというふうに考えてございます。先般の委員会より2週間程度時間がたっておりますので、少し丁寧目に進めていきたいというふうに考えております。

なお、日置委員のほうからは欠席のご案内をいただいておりますので、あわせて申し上げます。

まず、A4ペラ紙、これまでの委員会での課題についてというところをごらんください。

委員会できざまな検討をしまいっておるところでございますが、市と県、国、それぞれの役割について、市の行うべき役割についてこの条例の中では扱っていく必要があるのではないか、その整理が必要であるのではないかと、こういったご意見を頂戴しているところでございます。

例えばトップアスリートの育成やドーピングの防止、スポーツドクターの活用について、こういった部分を市として取り組みが進められるのか、実効性のあるものとするため、市のやれることというのをしっかりと切り分けていく必要があるのではないかとといったご意見を賜っているところでございます。

続きまして、二つ目、地域スポーツとトップスポーツの好循環といったところの部分、

私どもといたしましては、地域の中でトップアスリートが活躍する場所をつくりながら、トップアスリートの持つ技術を地域に落とし込みながら、よりスポーツが活発に回っていくような状況をつくることで振興に努めていきたい、基礎体力の向上であつたり健康寿命の延伸、そういったことをしていきたいというような課題を持っております。

しかしながら、トップアスリートに偏った条文となってしまうと、トップアスリート育成条例になってしまうのではないか、このような懸念も表明されているところでございます。あくまで、全市民に対して責務をかけていくであつたり、その権利を主張していく、そういった条例であることが求められるのではないかといったご意見を頂戴しているところでございます。

3番目、女性や障害者といった視点。こちらのほうなんですが、条文の中でふわっと盛り込んでいるんだというご説明も先般差し上げたところなんですが、そこは、特出しすべき部分についてはしっかり特出しをしていくべきではないかといったご意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、大きな2番、条例素案に係る課題というところでございます。

競技水準の向上とトップアスリートの育成に対する先進的取り組みについて、この人格形成や教育といった部分のところも、今まではスポーツをやっているだけで真つすぐ育てているというような認識があつただけけれども、昨今の事件等を鑑みますと、それだけではなく、教育的な部分というものを盛り込んでいく必要があるのではないかといったご意見をいただいております。

プロスポーツの誘致や育成による地域活性化の好事例といったところ、こちらについても、運営等にも市民が参画できるような規定を盛り込んだらどうか等の意見もある中で、私ども四日市市としましては、今までプロスポーツのチームを持ったという経験もございませんので、こういったところも専門的知見の活用を通じて学んでいきたいというふうに考えているところでございます。

民間スポーツビジネスやスポンサーシップと公共のかかわり方、こういったところもあわせて事例を紹介いただきながら、先生方々にご協力をいただいて調査を進めていきたいというところでございます。

意見としましては、例えば、今後アスリートとして活躍をしていきたい、そんな方を雇用できるような企業が出てくるだとか、協力の形も考えながら企業との連携を図っていく必要があるのではないか、こういった意見が出ておるところでございます。

4番目、科学的見地から見たスポーツによる健康の増進、こちらにつきましては、中川委員のほうからも強く求められているところでございます、メディカルの部分も活用しながら健康増進を図り、進めていく必要があるのではないか、また、子供が過度なトレーニング等によって体を壊してしまってスポーツに取り組めない、そういう状況がないようにしていくべきではないか、そういった教育の文言を織り込んでいくことはできないであろうか、こういった意見が出ているところでございます。

この条例なんですけれども、今ある課題を片づけるということはもちろん考えていかなければならないんですが、その課題を解決していく先の未来、将来像について、しっかりと定義をしていきたいというふうに考えているところでございます。30年後、50年後、こういったところの視点について、あるべき姿の盛り込みが弱いといった指摘もいただいております。これらの中で、しっかりと四日市、31万都市としてどのようなスポーツの取り組みを見せていくのか、そのスポーツが振興されたあるべき姿について語っていく必要があるのではないか、こういった意見を出させていただいているところでございますし、また、理念条例に終わるのではなく、政策条例としての位置づけをしていきたいんだ、こういったご意見もいただいているところから、市は適切な予算を講ずる等の文言を入れることを検討してはどうかなどの意見をいただいているところでございます。

抜粋させていただいておりますので、つぶさに皆様のご意見が入っているかどうかというところでございますけれども、この点につきまして、今ご説明を申し上げました、漏れ等がございましたら、委員の皆様からご指摘をいただき、ご意見の中に盛り込むべきかどうかを諮っていきたいというふうに考えておるところでございますが、ご意見、ご質問等ございます方は挙手にてお願いをいたします。

よろしゅうございますか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

では、一旦この件はここで閉じさせていただきまして、続きまして、逐条解説つきの文章を確認しながら、文言の整理等をかけていきたいというふうに考えております。

では、解説につきましては、事務局のほうより説明をさせていただきます。

○ 岡田議会事務局主幹

事務局のほうから説明させていただきます。

座って失礼させていただきます。

前回の6月21日の特別委員会の中で修正をご確認いただきました箇所について、簡単にご説明さしあげたいと思います。

まず、第8条第2項、市は推進計画を定めようとするときは市民等の「等」を入れさせていただきます。

同様に、解説の4行目、後ろのほう、市民等の意見を反映した、このように修正をさせていただきます。

続きまして、第9条の逐条解説、4行目の最後のほう、「また、」からですね。また、市民の観るスポーツを推進する観点から選手と観客の一体感が感じられるような環境整備を行うことも重要です、このように修正をさせていただきました。

続きまして、第13条の逐条解説、下から3行目の真ん中あたり、これは中学における部活動の充実や課題解決に向けた対応策のひとつとして外部指導者活用の道筋を開こうとするものです、このように修正をさせていただきました。

続きまして、第16条の見直し規定、こちらを追加させていただきました。

朗読させていただきます。

第16条、条例の見直し、市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。解説、本条では、条例の見直しについて明記しています。これは、最近の社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化が急であり、市民の皆さんの意識や取り組みも変わりつつあるために規定したものです。これに対応するため、市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適切かどうかを検討するものとしています。検討の結果、条例の改正などの必要があれば、適切な措置を講ずるものとしています。また、四日市市スポーツ推進基本計画の期間は、この条例の見直しに合わせて5年間の計画年次で策定されることとなります。

続きまして、第16条の委任の規定を第17条に改めさせていただきました。

前回確認して反映させていただきました箇所は、以上でございます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

前回、例えば16条の部分で、市長とすべきなのか、市と表記すべきなのか等の宿題もいただいているところがございますが、まずは、前回皆様にご確認いただいたものを逐条解説の中に反映させたというところにとどまっているというところをご留意ください。

この逐条解説がこれで確定というものではございませんので、これまでの中で、さらにこのようにしていくべきではないのか、こういったところを盛り込むべきではないのか等につきましては、ここから少しお時間をつくらせていただいて、またご意見を頂戴したいのですが、先般議論になりましたドーピング等の話につきましては、先ほどのこれまでの課題というところで挙げさせていただいておりますように、専門的知見を活用しながらその中でどの程度の文言にするべきなのか、ないしはそもそも条文の中に盛り込むべきか否かについても判断をしていきたいというふうに考えておりますので、その点につきましては、また専門的知見の活用の中でということで、後刻とさせていただきたいというふうに存じます。

その他の点につきまして、ご意見、ご質問、ご指摘等ございます方は、挙手にて発言をお願いいたします。

ございませんか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、この逐条解説につきましても、一度こちらで閉じさせていただきたいと存じますが、よろしいですか。

○ 中川雅晶委員

例えば、この条例の中に、地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進ってあるんですけど、トップアスリートという言葉がたくさん出てくるんですが、トップアスリートとはというのは、私が何となくはわかっているような、わかっていないような、辞書で調べると、その競技の最高水準の競技者とかというふうになっているんですけど、本市のこのトップアスリートって、その競技の最高水準といたら、例えばオリンピックとか世界大会とか、そのレベルのトップアスリートをいうのか、要は全国レベルの選手とか、例えば国内とか、県内での県のトップレベルの選手とか、いろいろ段階とか捉え方によってさま

ざまかなと思うんですけど、その辺の文言と違って整理する必要があるのかないのか、その辺はどうですかね。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

この件につきましても、以前、トップアスリートというのはどの程度を指してトップアスリートとするのかというところでご指摘はいただいているところでございます、今のところ、定義をしっかりとせずに、ぼやっと進めてきたというのが現状でございますが。

○ 荻須智之委員

体育協会で表彰に値するとする選手がトップアスリートとすれば、全国大会公式戦で3位以内とか入賞するような人、ニアリーイコール、オリンピックに出場する資格のあるような選手になってくるんですが、そのあたりはトップアスリートと言うと思いますね。

県内でトップアスリートという言葉は余り使われたことがなくて、私も、県ではトップやったんですけども、トップアスリートと言われたことはなかったですから、やはり全国大会、入賞となると8位までとかとなりますけど、そういうところで仕切りをつけられるのいいかなと。そこは体育協会さんとも一回詰めていただいて、どれぐらいを競技団体は意識しているのかということも取り込まれるといいかなとも思いますけれども。

○ 樋口龍馬委員長

杉田教授が入場されました。

荻須委員、ありがとうございます。

ただ、例えばJリーガーはどうなるんだとか、Vリーガーはどうなるんだとか、メジャーリーガーはどうなるんだとか、プロ野球選手はどうなるんだという話も出てくると、既にトップアスリートがこの市内に全くいないわけではございませんし、そこを改めて、例えば文言の定義として置くべきかどうかというところの判断なんですけど、皆様、お考えがあれば、ぜひ示していただきたいなというふうに考えるところでございますが。

○ 中川雅晶委員

例えば検証するというところであれば、今荻須委員が言われたところの一定の何かの成

果であったりとか、オリンピック選手とか、そういう称号がつけば、確かにそういう対象にはなるかもしれないですけど、ここで言っている地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進というのは、トップアスリートとして世界を目指してとか、全国を目指してとか、プロを目指して頑張っておられて活躍された人ももちろん、でもそこまで至らなかったアスリートも、例えば指導者であったりとか、この条例の、スポーツの推進にいろんな形でかかわっていただくというような人材の循環であったりとか、地域活性化の循環であったりとかというのを目指すというところの部分であると、トップアスリートというのを余り高いところにしてしまうと、それはちょっとどうなのかなと。

スポーツって、そうやって競技できわめるといふ部分もありますけど、それだけではなくて、人的にとりか、また次のコーチであったりとか、ちゃんと次の後継を育てるといふ大切な仕事に貢献してもらおうといふことが好循環をつなげるといふところになると、僕の中のトップアスリートは、余り限定してしまうと、ちょっと趣旨と外れるんじゃないかなといふところがあって、ちょっと定義で少し広目に持つとかといふ部分もありかなと思つて、ちょっと提起しただけなんです。

○ 樋口龍馬委員長

例えば、何々等みたいな感じで定義させていただいて、遊びを残すような、先般、正副の打ち合わせの中でも、例えば好循環ってどんなことなんだろうなといふ話をしていく中で、体力の水準の向上といふ基準ももちろんあるんですけども、最近、テレビでよく、陸上選手が小学生に、ちょっとした腕の振り方や足の上げ方を教えるだけで駆けっこがとて速くなるといふような番組が組まれていたりしますよね。そういうのも、ある種、トップアスリートと地域のスポーツの好循環といふふうには言えるのではないかといふようなことも我々としては考えていまして、じゃ、それを果たして、オリンピックに出た為末選手じゃないと教えられるのかといふと、それは違ふのかなといふのは私も感じるころでありますので、トップアスリートの定義といふものを余り、絞るといふ意味合いではなくて、かえって間口を広げてやるためのトップアスリートの定義の文言をこの第2条の中に入れてはどうかといふご意見でよろしいでしょうか。

○ 中川雅晶委員

おっしゃるとおりでございます。

○ 樋口龍馬委員長

皆様、いかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

いっそのこと、トップアスリートという言葉在省いてやったらどうですか。誰の認識でも、トップアスリートというと、私も荻須委員の意見が正しいとっていて、トップアスリートといったら、やっぱりオリンピックで活躍できる選手とか、もう本当に最高峰のイメージがあるので、この言葉があると、やっぱりそういうのは拭えない。そうすると、最初中川委員が言われた、誰でも、いつでも、どこまでも、いつまでもという、一番根本的なところとずれてしまうのかなという意見です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

逐条解説の第3条の中を見ていただきますと、(2)のところに抜いて、地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進というふうにあります。その解説文の中におきましては、地域スポーツの持続的な発展には、トップアスリートや指導者がというふうには、少しぼやけてというか、本当の意味でのトップ選手以外の指導者というの、この解説上は含ませていただいているところではありますし、なかなか、省くというと、先ほど言ったような話で、活用したい部分というのは絶対出てくると思うんですね。この条例を根拠にした政策立案等の中で、トップアスリートの活用というものを立案していただくというときもあろうかというふうに考えているところでして、省くというよりは、少し広く定義をさせていただくというほうが合うのかなと私個人は考えるところなんです。

○ 中川雅晶委員

トップアスリートというのは、条例としても目指すところとしてやっぱり置いておく必要はあるのかなと僕も思いますし、ただ、トップアスリート等とかにするか、もしくは、トップアスリート・アスリートのように少し分けるとか、その辺で少し間口を広げたりとか、トップアスリートはこれぐらいですよとかという定義ぐらいですかね。

○ 三木 隆委員

スポーツを競技する中で、楽しむタイプの人と競技志向、いわゆるアスリートタイプと、その仕分けの部分で、だから、トップという言葉がちょっとひっかかる。アスリートと、その健康増進とか、楽しむとかいう。分類といったらおかしいですけども、そういう分け方をするとき、やっぱり競技志向で頑張りたいという人たちの条例と、楽しみながらやりたい人の考え方、そこはやっぱりちょっと明確にすべきかなと。

だから、トップとつけると、ある限られた人を指すという誤解をされると。だから、やっぱり、競技志向というアスリート、その説明をしっかりとしたほうがいいかなと僕は感じています。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。アスリートといった定義を置くべきではないかというご意見です。

これ、総合型のあり方にも係ってくるかなって自分では感じているところがありまして、市民スポーツの集合体としての総合型という考え方をするのか、クラブマネジメントという考え方を入れて、トップスポーツを持ちながらも地域スポーツと好循環を図っていくような総合型の創造というのを考えていくのかというところで、私の中では、消し込んでいくというのは非常に抵抗があるところがございます、ただ、私の条例じゃございませんので、皆様と一緒にこれからももんでいきたいなと思うところなんです。

きょうのこの議論を受けて、専門的知見といったところで、教授及び准教授のほうからも、また後ほど質問として皆さんでぶつけていただく部分も用意させていただく時間がございますので、一度、トップアスリートの仕分けであったり、地域スポーツとの好循環といった点で勉強させていただいて、その質疑応答の内容も受けながら組み立てていくという形で、私が全部答弁しているのでは意味がございませんので、やりたいからやるのかという話になっちゃいますので、それは避けたいところですので、一旦預らせていただきたいというふうに存じます。

他にございますでしょうか。

○ 太田紀子委員

ちょっとごめんなさい、先ほどの関連になってしまうんですけども、そもそもこの条

例をつくるのに、一体誰が主役なんやという、そういう部分が抜けていて、物すごくトップアスリートということにこだわりを持つことも大事ですけども、全般的に広い目でもっと見たほうがわかりやすい条例になるんじゃないかなという、そんな思いがするんですが。

○ 樋口龍馬委員長

太田委員、別にトップアスリートを育成しようという話じゃなくて、トップアスリートを活用して、31万市民がスポーツに親しむ好循環を生もうという文面でございますので。

○ 太田紀子委員

それはよくわかるんですけども、捉え方によっては、余りトップアスリート、トップアスリートと言われると、先ほど三木さんが言われたように、楽しみながらスポーツをする、別に成績が云々というよりも趣味の範囲でされるという方にとっては重いものになってしまうというような、そんな意味合いのものにとられるんじゃないかなと。こういうのができて、なかなか読んでもらえなかったり、見てもらえなかったりというものがあるもので、もう少しわかりやすい表現がないのかなというのが正直な気持ちなんです。

○ 樋口龍馬委員長

よろしいでしょうか。（1）の一番初めにあるのは、スポーツを通じた健康長寿社会の創生というのがあって、その次にトップスポーツの好循環というのが出てきます。最後にはスポーツコミッションの推進ということで、ちょっと皆様の中で言葉が重たいのか、この2番のところに物すごい注目をされるんですが、あくまで一要素でございまして、そこはちょっとご留意いただきたいなと。どこまでいっても、一番初めに立てている政策は、健康長寿社会の創生なんです。なので、そこは太田委員、ご理解いただきたいんですけども。

○ 太田紀子委員

承知いたしました。

○ 樋口龍馬委員長

済みません。別にトップアスリートのこの2番だけを抜き取った条例ではないということについては、皆様、ご理解をいただきたいなというところがございます。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

時間となりました。午後2時でございますので、ここで一旦、委員会の協議の場は閉じさせていただきます。ただいまよりは専門的知見の活用というところで、杉田教授及び大隈准教授よりご講義をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

紹介を事務局のほうよりさせていただきます。その間に先生方にはご準備をいただきまして、紹介の後、先生のご準備が整い次第、講義のほうに入ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 岡田議会事務局主幹

済みません。それでは、事務局より、本日お越しいただきました杉田正明様につきまして、ご紹介させていただきます。

座って失礼します。

杉田正明様におかれましては、平成3年3月、三重大学大学院を修了後、同年5月から東京大学教養学部助手、平成8年4月から東京大学大学院総合文化研究科助手、平成11年4月、三重大学教育学部助教授を経て、平成23年4月から現職の三重大学教育学部教授として教壇に立たれておられます。

また、平成25年からは、三重県スポーツ推進審議会の条例制定及び基本計画策定作業部会の部会長として、三重県スポーツ推進条例の制定及び条例に基づいた基本計画の策定に携わるなど、さまざまな分野でご活躍されておられます。

なお、研究のテーマは、競技スポーツ選手や幅広い年齢層の方を対象として、競技力を高めるための効果的なトレーニング方法やコンディショニングに関する研究とのことでもあります。

続きまして、本日お越しいただきました大隈節子様につきまして、ご紹介をさせていただきます。

大隈節子様におかれましては、平成11年3月に福岡大学大学院を修了後、平成19年4月から三重大学教育学部講師、平成24年4月から愛知淑徳大学非常勤講師を経て、平成27年4月から現職の三重大学教育学部准教授として教壇に立たれておられます。

専門分野はスポーツ社会学であり、現在の研究課題は、スポーツ競技者を取り巻く環境に関する社会調査研究とのことであります。

本日は、専門的、実践的な知見を交えてご講義いただけるとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、本日お越しいただきました両先生のご紹介をさせていただきました。

以上です。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

では、恐れ入ります。杉田先生、大隈先生、前のほうへご移動をお願いいたします。

○ 杉田三重大学教育学部教授

今まで議論されているような内容をどう考えればいいのかという、基本的、根本的な概念について、情報提供を大隈先生のほうからさせていただきます。

その後に、また質疑等でご質問いただければ、我々の考えを述べさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

失礼いたします。

それでは、きょう、第1回目の報告ということで、これまでまとめてきました内容について説明等させていただきたいと思っております。

テーマとしまして、スポーツの推進によるまちづくりの可能性ということで、私、条例づくりというものは今回初めて経験させていただいております。専門のほうはスポーツ社会学ということで、スポーツ振興という観点については一致する部分でありますので、四日市市の条例案の中にもスポーツの推進によるまちづくりの可能性という、そのままのキーワードが出てくるところでありますので、スポーツの専門家というところから少し説明等をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料、内容について簡単にまとめさせていただいております。この内容に沿って、説明のほう進めていきたいと思っております。

まず初めに、近年のスポーツ政策と地域活性化というテーマで少し話をさせていただきます。

日本のスポーツプロモーションとして、ご存じだと思いますけど、2010年にスポーツ立国戦略というのがつくられております。2010年からおおむね10年間で実施すべき五つの重点戦略を掲げて、政策目標を重点的に実施すべき施策や体制整備のあり方などを示した内容となっております。

ここで、スポーツ立国戦略の目指す姿というところがあるんですけども、新たなスポーツ文化の確立ということで掲げられています。すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へという副題もついております。

ここでちょっとお伝えしておきたいのは、スポーツは文化だというふうに捉えられている点が、新たにこの辺で入ってくるようになったということです。

さらに、立国戦略の中に、スポーツの社会的な意義ということが盛り込まれております。その内容を少し確認させていただきますと、たくさんありますので簡単にキーワードだけ押さえますが、青少年の心身の健全な発達に資するとか、あとは、地域の一体感や活力を醸成、地域社会の再生につなげていく、経済成長や経済的な効果を生む、国際的な友好と親善に資する、社会全体の活力となるとともに国際社会における我が国の存在感を高める、こういったように、戦略の中に社会的な意義という内容が盛り込まれているというところも、この立国戦略を通して新たに入ってきた部分になります。

もう一つ、スポーツ基本法です。2011年6月に成立をされて、8月に施行されております。ご存じだと思いますが、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を、50年ぶりに全面的に改定したものになります。スポーツの基本理念とか国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力などを明らかにして、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものになります。

このスポーツ基本法の前文の中にも、文化というキーワードが入っておりまして、スポーツは世界共通の人類の文化であるというふうに書いてあります。

近々のこういったスポーツの政策なんですけれども、キーワードとしては、文化というキーワードが入っているという点、もう一つは、スポーツ基本法の前文を見ても、青少年の体力を向上する、人格の形成、あるいは地域と地域との交流を促進し地域の一体感や活

力を醸成、地域社会の再生に寄与、心身の健康の保持増進、健康で活力に満ちた長寿社会の実現といったようなキーワード、さっきの立国戦略の中に出てきた社会的な意義というところと通じるような点が基本法の中にも盛り込まれています。国民に誇りを持たせるとか社会に活力、国民経済の発展に広く寄与する、国際的地位の向上、大体似たようなものが文言として入っております。

ここで、文化としてスポーツを捉えるといったときに、文化というのをどういうふうにかえればいいのかといいますと、文化というのは、人類がみずからの手で形成、変容、継承してきた、物心両面にわたる有形無形の成果の総体というふうに、辞書を引くと書いてあります。

文化としてスポーツを捉えるというときに、スポーツは、人間の欲求を充足する生活様式として人間自身が作り出した人類共通の文化だというような形で、これも、近々のそういったスポーツにかかわる政策を見ますと、こういった観点で書かれているものが多くあります。

それをまとめて考えますと、スポーツというのは文化であるって考えたときに、文化というものの構成要素というのは、観念、考え方というのも文化として要素に挙げられますし、ルールや技術、戦術、戦略的な部分も、技術文化というような形で捉えられます。制度や組織について、施設、設備、用具、用品についても、これも文化として、よりよい生活様式の中に盛り込まれながら、変容しながら継承されてきている部分があるということです。

これらが今、するだけではなくて、見る、支えるという形でこういった文化が成り立っているというのがまず一つと、現代スポーツというのを考えますと、さっきも言いましたが、社会的な意義や価値というのが非常に多様化をしているということで、現代スポーツが個人や社会、経済にもたらす価値を考えますと、こういった文化的なものに対して個人的な価値というのももちろんありますし、教育的な価値、社会生活向上価値、国際的な価値、経済的な価値、鑑賞的な価値という形で、非常に現代スポーツに対する価値というのは多様化をしており、そういった形で捉えられているというのが、近々のスポーツ政策等を見てもわかってくる部分になります。

ここから考えますと、スポーツというのは、以前は、やっぱり競技スポーツというものに特化されながら、競い合うという形の文化、それに対する価値というものがメインで展開されていたんですが、昨今では、スポーツの力というのが多様に見直されているという

ふうに考えることができます。スポーツというのは、個人の豊かな暮らしをもたらすだけではなくて、今や、国や地域の社会、経済面にも大きな影響を及ぼすだけの潜在的、顕在的なパワーを有するようになってきているんだということが言われております。

こういった多様なスポーツの力というものをうまく活用しながら、地域においてもスポーツ振興の中に盛り込みながら独自のスポーツ振興を展開していくというのが近年求められているというふうに考えたときに、地域におけるスポーツ振興の方向性を少し考えますと、一つは、スポーツの振興をするというふうな考え方。スポーツの公共性を浸透させていくというような形で、先ほどもありましたけれども、トップアスリートだけではなくて、いろんな女性のスポーツ、障害者のスポーツ、するスポーツだけではなくて、見るスポーツや支えるスポーツという形で、広く地域の中で浸透させていくというようなスポーツの振興をするというのが、これまで従来どおりの振興のあり方、メインになる部分になります。

それだけではなくて、もう一つの方向性を考えたときに、スポーツによって地域を振興していくというような、そういった考え方ももちろんあっていいと思うんですね。スポーツを用いたまちづくりみたいな形のキーワードになるかと思います。

これらの二つの方向性、二つの観点がうまく関連をしながら、例えば四日市市でもそうですし、地域におけるスポーツの振興というものをより広範に、よりよく進めていくという考え方をしてみると、すごく、スポーツを振興するというだけではなく、スポーツを通して四日市のまちをよくしていくというようなことにもスポーツが貢献できるというような方向で、スポーツの振興を捉えることができます。

今回なんですけれども、私、社会学が専門になりますので、スポーツの推進によるまちづくりという形で、スポーツによる地域振興というほうに少し着目をして、スポーツを振興するということはもちろんそうです。スポーツの公共性をさらに浸透させていくというものをベースにしながら、それだけにとどまらないという方向性で、スポーツを用いたまちづくりということを少し、これからもう少し紹介させていただきたいと思います。

これは、スポーツで地域を拓くという、2013年に出版された本の中から持ってきた表になります。ちょっとわかりづらいんですけども、スポーツの持つ地域活性化効果というものを、社会的な効果に当たる部分と経済的な効果に当たる部分で、詳細をどういった効果があるのかというのを表にしたものになります。

社会的効果を見ますと、地域コミュニティ形成の効果。具体的には、地域住民の連携

とか、住民、企業、行政の連携、住民間の連帯感の高揚、地域住民組織の形成などという
ことで、スポーツを通して、こういった地域を活性化させる効果が実はあるんじゃないか
というふうなものです。それ以外にも、地域アイデンティティ形成の効果ということに
なりますと、住民の地域に対する帰属意識の高揚、おらが村意識とよく言いますけれど、
そういった意識だったりとか、スポーツの地域におけるシンボル化、情報発進による知名
度、イメージの高まりなどということで、地域のアイデンティティを高めていくという
ような効果もスポーツにはあります。

あとは、他地域との交流促進の効果、ほかにも人材形成の効果というふうなことで、ス
ポーツを通して地域の活性化を考えていくような社会的な効果、こういったことが期待さ
れるんじゃないかということが得られます。

さらに、経済的な効果というのも見込まれるということで、施設、基盤、都市環境など
の整備効果、スポーツ施設及び周辺の公園、施設までのアクセス道路、交通機関、町並み
の景観などの整備効果、さらに、これらの整備による経済波及効果といったものは、経済
産業振興効果ということで、スポーツをシンボル化したキャラクターグッズとか、観光、
土産の製造、販売、来訪者の増加による既存の観光産業の振興効果、スポーツの普及によ
ってスポーツ用品などの製造・販売促進にもつながる、こういったところも、経済的な効
果として、スポーツを通してまちづくりに貢献するという観点から見ますと、スポーツと
いうのは、非常にさまざまな効果を与えることができるんだということです。

次です。スポーツの推進によるまちづくりの方向性ということで、まちづくりをスポー
ツを通して進めていこうといったときには、これもよく、これまでも言われていると思
いますが、スポーツによる地域課題の解決というのが一つあります。各市町、四日市にも、
独自の抱えていらっしゃる地域の課題とかというのは、その市、地域、それぞれあると思
います。そういった地域の課題を解決するという方向で、スポーツを推進することによ
ってまちづくりを進めていこうというのが一つ。

さらに、最近よく言われるのは、スポーツによる地域の活性化になります。課題を解決
するだけではなくて、その市自体をさらに経済的な効果や社会的な効果をもたらすこと
によって活性化をしていこうという観点です。こういった方向性で、スポーツというのは、
まちづくりを進めていくことができるということになります。

スポーツの推進によってまちづくりを進めていこうといったときに、今現在、いろんな
ことは取り組まれているんですけども、スポーツを通じたまちづくりをしようといった

ときの可能性を秘めているようなことって何だろうというふうに考えますと、まずは、四日市にも総合型のクラブがあると思うんですけども、総合型地域スポーツクラブを通したまちの活性化だとか、そういったスポーツを推進するというだけじゃなくて、総合型地域スポーツクラブは、スポーツの推進だけじゃなくて、地域の課題等を解決するというような使命も持って始まったものですので、そういったまちづくりにつながる可能性はあります。うまくいっているかどうかというのは、それぞれの市によって違う部分があります。

あとは、プロスポーツチームの育成、誘致といったことも、プロの選手と子供たちが一緒にスポーツをする機会などを通して健全なスポーツの育成につながったりだとか、あとは地域のアイデンティティーづくり、そういった点にもつながっていきます。もちろん、それによる経済的な効果というものもあります。

同じような形で、スポーツイベントを誘致したりとか独自に開催をしたりということも、スポーツを通したまちづくりにつながっていくということになります。

あとは、条例案のほうにもちょっと出ていたと思います、スポーツツーリズム。最近、スポーツをするときに一緒に旅行もやっけてしまおうというような、そういった取り組みがなされています。そういったスポーツツーリズムも、四日市市でイベントをすれば、そこへツーリズムというのを導入して一緒に観光もしてもらおうというような形をとりますと、市民以外の人たちも四日市の中に入ってくるということになりますので、経済的な効果というものも見込まれるというようなことにもなっていきます。

さっき言ったような中で、総合型地域スポーツクラブって、ご存じだと思うんですが、何で総合型地域スポーツクラブがつくられたかという、もともとの背景について確認すると、まずは、スポーツを取り巻く現状の問題を解決、スポーツの中での問題を解決するために、総合型というのはつくられました。国民の運動不足だとか子供の体力低下も含めて、企業を中心としてきたスポーツ活動、日本の中での限界、あとは、既存のスポーツクラブでは年齢や種別が限定的だったので、そういったものをもっと多様化するような形でスポーツを振興していこうということが目的に挙がっていたと思います。あとは、スポーツをする子としない子の二極化というのも、総合型がつくられた時期に問題になったことになります。

キーワード自体、誰でも、いつでも、いつまでもスポーツができる環境づくりというのが一つ、総合型につくられた背景、問題を解決するための背景として挙げられます。

もう一つあるんですけど、もう一つのほうが、実は総合型の特徴を捉えている部分にな

ります。さっきも言いましたが、スポーツを通して地域における社会問題を解決しよう、総合型の地域スポーツクラブを通して問題を解決しようというのが、総合型地域スポーツクラブの独自性というんですか、特徴になります。他のスポーツクラブとの違い。

少子高齢社会の進展や地域コミュニティーの弱まりというのがすごく社会問題となりましたので、そういったものを解決するためにということで、地域コミュニティーがかつて有していた機能の再構築というのを目指して、目的にして、総合型地域スポーツクラブというのはもともとつくられているということです。ですので、これをうまく回していくことができれば、スポーツの問題だけに限らず、それを通して地域の問題も解決していくという、そういう物の考え方をしていますので、うまくいけばまちづくりということにもつながっていく内容になります。

あとは、スポーツによる地域振興というのを考えますと、これも皆さんご存じだと思うんですが、今回、ちょっと事例等を持ってきていなくて、随分前のものなんですが、サッカーのJリーグというものがつくられたとき、Jリーグというのは地域志向で始まったんですね。1993年に開幕をしたんですけれども、このJリーグというのは日本のスポーツ界にとって非常に変容をもたらしました。

何かといいますと、それまでは企業中心の、企業のクラブというのが日本のプロスポーツを担っていたのですが、それがJリーグができたことによって、プロスポーツというのが地域志向に変容したという点で、非常にJリーグの貢献は大きいと言えます。それ以外にも、バスケットボールでもバレーボールでも、あとはラグビー、アメフトでも、今は、地域に密着したというような形でリーグ運営をしていたり、チームが活動していたりというふうに変わっていった、その先駆けがJリーグということです。

Jリーグでは、各クラブは特定の地域に本拠地、ホームタウンを構えます。試合の興業はもとより、地域のスポーツ振興や社会貢献を通じて地域に溶け込み、地域の課題を解決し、地域をより元気にするということが、もともと理念の中に組み込まれているわけです。ですので、そういった地域貢献事業などを通して、Jリーグのクラブというのは、地域にさまざまな効果を及ぼしています。

その中でも、経済効果だけを見ていきますと、2009年のものなんですが、ガンバ大阪は地域にもたらした経済効果は金額で41億円、あと雇用効果として340人、年間の税収効果9000万円というような形で、地域に経済的な効果をもたらしています。

それ以外も、川崎フロンターレ33億円、ヴァンフォーレ甲府17億円というような形で、

経済的な効果を見ても、Ｊリーグのクラブというのは、地域にさまざまな、スポーツの振興だけじゃなくて、スポーツによる地域の振興という形で、経済的な効果をもたらしています。

じゃ、何でＪリーグのクラブは、こういった地域に貢献をするような、そういった視点を持っているのかといいますと、Ｊリーグのクラブというのは、地域へのつながりをベースとして、さまざまな活動をやっているんですね。それが、地元のファンを獲得したりだとか、観戦者を獲得する、実は貴重なマーケティング活動の一環として位置づけられています。

あるＪリーグクラブでは、社会貢献活動として、その選手が地元の小学校を年間で20カ所ぐらい訪問して出張授業とかサッカー教室を行い、地域の6000人以上の子供たちと触れ合う中で、子供たちに夢とか希望とか、身近にそういった選手を感じることによって、よりよい効果を与えている。Ｊリーグのクラブは、そこでいろんな優待券を配布したりして、それによって自分たちのホームゲームとかに、1000人以上の家族連れを呼んでくる。子供たちに配布すると、それによって、大人が絶対一緒に来るはずですので、そういった家族連れがゲームの観戦に来るということで、入場料収入といいますか、そういったものも入ってくるというような、そういった戦略もとっているということになります。

あとは、地元の行政側の利点としては、こういったＪリーグのクラブが地元にあることによって、地元のチームが行う公的な社会貢献活動というのは、本来行政が取り組むべき、地域が抱えるさまざまな課題があるとしたら、それを解決するような一翼を担っている部分があるということです。ですので、NPOや公益法人と並んで、行政との協働パートナーとしての存在感も、各地域にクラブチームがありますけれどもＪリーグは、実はよりよい貢献もしているんだということです。

あとは、まとめますけれども、スポーツを通したまちづくり、スポーツの振興とかというときに、もちろんスポーツを振興させるということは非常に大切なんですけども、スポーツによる地域の振興というような形でも、四日市市の条例案の中にも書いてあったと思います。地域の活性化機能とかというようなことで、そういったことで挙げられていると思いますが、そちらのほうにも少し目を向けた中で、生涯スポーツの推進というときに、スポーツをすることによる効果、あとはスポーツによる地域への効果、そういったところで、両方向から物を捉えると、もっとスポーツ振興というものが、よりよく幅広い観点から捉えられるのではないかというふうに思っております。

あとは、スポーツを推進することによるまちづくりに向けた新たな組織の必要性ということで、実際にスポーツを通したまちづくり等を進めていこうと思ったときには、やっぱり新たな組織の必要性というものが、住民とか、あとは各種スポーツ関係団体、企業とか、そういった人たちが一堂に会した中で、四日市のスポーツについて考える、未来について考える、課題解決の方向性を考えるといった、そういった組織が必要だということと、あとは、少し長い目で見て戦略的に、スポーツによる振興といいましても、ただスポーツを振興すればそれがついてくるというわけでは、実はないんですね。ある程度まちづくりにつながるような形で、戦略的にスポーツを手段として捉えていくような、そういうふうな部分が必要になってきます。そういった新たな組織の必要性として、最近、スポーツコミッションというようなことがよく言われますので、この辺はちょっと重要かなというふうに思います。

あとは、スポーツの推進によるまちづくりと人材育成。やっぱりまちづくりには人材を育成するということが非常に重要な観点になりますので、これらも、スポーツボランティア、四日市のほうでも多分やられていると思いますが、ただボランティアとして来るだけじゃなくて、地域の人材を育成しているんだというような観点から、もう少し力を入れることによってまちづくりにつながる人材育成、よりよい人材育成につながっていくという観点になります。

以上になります。私のほうからは、条例に関してというよりも、スポーツの振興という形で、専門家の立場からということで発表させていただきました。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございました。

それでは、杉田教授のほうより、補足がございましたら頂戴したいというふうに思いますが、いかがですか。

○ 杉田三重大学教育学部教授

先ほど、トップアスリートでしたですか、文言上の解釈をめぐって議論がなされていたかと思うんですけども、今のお話で、Jリーグのチームが、本当は行政が主導で、指導者を雇って学校に派遣をして、出前授業だったりスポーツ教室をやったりしなければいけ

ないところを、行政のパートナーとして、地元にもしそういったトップスポーツ、トップアスリートがいれば、うまく彼らとその役割を担ってくれるという考え方でいきますと、この条例の中のトップアスリート、あるいはトップスポーツですか、そういった文言というのは、そういう形の好循環を果たすべき原動力になるというふうに考えられますので、大変に今のご紹介は、ちょうどその好事例に当たるんじゃないかなというふうに感じました。なので、ちょっと補足させていただきます。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

会議のほうを始めましておおむね1時間が経過をしておりますので、ここで一度休憩をとらせていただきたいと思います。南側の時計でただいま35分になっておりますので、45分まで休憩とさせていただきます、その後に質疑、そして先生からの応答をいただきたいと思いますというふうに考えておりますので、10分間の休憩とさせていただきます。お疲れさまです。

14：37 休憩

14：47 再開

○ 樋口龍馬委員長

それでは、これよりの時間は、質疑の時間としたいというふうに考えております。時間のほうは、恐れ入ります、おおむね3時30分を目安というふうに考えておりますので、ご留意ください。

では、ご質問ございます方、挙手にてお願いいたします。

○ 萩須智之委員

以前、一般質問でもちょっと取り上げさせてもらったんですけど、総合型地域スポーツクラブというのは、Jリーグの初代のチェアマンの川淵さんが若いころドイツへ行かれて、すごい感銘を受けて帰られたということなんですけど、実際その当時、今の日本円にして11兆円ぐらいを西ドイツだけで支出していたということで、やはり物すごいお金を使っていたと。

ところが、日本の総合型スポーツクラブは、見せていただいた時点では、やっぱり専用の箱をつくったりとか施設をつくらずに既存のものを利用してというところにかなり無理がありまして、今後も、やはりある程度は行政のほうで、箱も面倒見ないと続かないんじゃないかなという印象を受けたんです。

その辺について、日本式の総合型スポーツクラブをどういうふうに行政が今後補佐していったらいいのかなということで、ちょっとアドバイスいただければなと思います。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

先ほども申しましたように、総合型地域スポーツクラブが、全てうまくいっているというふうに、私も把握はしておりません。やっぱり形だけで、何となくもう衰退しているんじゃないか。最初、国のほうが各市町に一つずつ、中学校区に一つずつというような形で、大きく大々的に展開したにもかかわらず、現状においては、それが数をつくっただけに終わって、実際にそれが各地域のスポーツをする人たちの人口の増加とか、そういったことにつながっているかということを考えますと、実際、やっぱり機能していない部分が否めないというふうに捉えています。

ですので、先ほど言いましたように、理念的にはといたしますか、もともとは総合型地域スポーツクラブというのは、地域が抱える課題を解決するという点も含めてリーダー的につくられたものですので、やはり今の現状ですと、何らかの手当てといたしますか、そういったものを、なくすのではなくて手だてを加えながら、先ほどおっしゃったように、行政からの手助け等を得ながら、もう少し機能するように進めていかなければならないというふうには思います。

○ 杉田三重大学教育学部教授

国のスポーツ基本計画の中には、多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備という文言がございまして、その中に、国として、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブが行う事業への支援や指導者等の配置、スポーツ施設を整備などということで、地域におけるスポーツの振興のための事業への支援というのが文言にうたわれています。

これを具体的な事例で言いますと、日本スポーツ振興センターが行っております t o t o の助成があります。あれが年々財源がふえていって、非常に多くの市町村が t o t o から助成金を得て、さまざまな活動を多角的にやっております。

それで、三重県がどれぐらい手を挙げているのかなと調べてみましたところ、三重県の市町からの採択というのは少ないんですね。これは、応募していないために採択が少ないようであります。

ですので、そういったあたりもうまく財源として活用しながら、やはり事業の促進化というのは、積極的に市町が働きかけるということは大事かなと思います。答えになっているかどうか、ちょっとわかりませんが。

○ 萩須智之委員

ありがとうございました。

t o t oは、水泳連盟も大変お金を還流していただいて本当にありがたいんですが、サッカーはそれで自立できたというところがあって、やはり財源確保というのが大事かなと思います。

それで、せっかく振興条例の立ち上げに当たっては、やはり総合型地域スポーツクラブも支えられるような文言を入れていただけるといいかなと思うので、要望を出させていただきます。

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

萩須委員、どこまでいっても条文をもむのは我々ですので、研究として依頼することであれば、依頼をしていただくといいかなと思うんですが。

○ 萩須智之委員

決めてくださいとは言えませんので。

○ 樋口龍馬委員長

そうです。条文はこちらのほうで成文化していくということでご理解をください。

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

条例のところと若干ずれてしまうのかもしれないんですが、先ほどの大隈先生のところ

でさまざまなキーワードがあった中で、スポーツツーリズムというところもご紹介をいただいたんですけど、それでいくと、実は四日市、その辺のところは生かし切れていないのかなというところもままあるような気がしてしまっていて、ご存じかどうかなんですけど、それに該当するような四日市の関連のイベントでいきますと、春でいくとシティロードレース大会、10kmマラソンを中心としたやつ、そして、秋はサイクルスポーツフェスティバル、自転車ですね、そういうものも取りかかっているんですが、でも、気がつくと、マラソン関係でいくと、菰野町のかもしかハーフマラソンなんかは全然負けている状態にあっさりなっているような気がしますし、自転車のほうも、何か気がつくと、いなべ市さんとかのほうもうまくやっているような気がしてしょうがないというのがあります。そういうところに対してもっともっとアプローチをしていくんだよという思いがあるんですけど、その辺、どうすべきなのかというアドバイスであったりとか、これ、条例にしていく云々というところとどうつながるのかはちょっとまだぴんときていないんですが、そんな感じのスポーツツーリズムをもっともっとスポットを当てていこうというところのアドバイスがあれば、いただきたいと思うんですが。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

近年、日本のさまざまな地域でスポーツツーリズムというようなことを取り入れながら、経済的な効果も含めて、やっぱり人を呼ぶことができ、その中でお金が落ちていく、いろんな効果があるというふうなところはあると思うんですけど、これはやっぱり戦略的にといいますか、計画的にといいますか、ただ来てもらって、それがいい方向に進むのかというと、そういうわけじゃないという研究の結果もありますので、それなりに戦略として、ツーリズムというものを、私の観点から言いますと、まちづくりにつなげていくのであれば、そういうことを検討するような、そういう会議といいますか、そういった組織といいますか、そういったものを通して、先に戦略を考えた中でそれを実行していくというようなことがないと、やっぱり難しいという点はあるかと思います。

ですので、最近、ツーリズムというのは非常に注目をされておりますので、それを取り入れてやっていくという点に関しては、すごくいいことではないかというふうに思っています。

○ 樋口龍馬委員長

他にございましたら。

○ 中川雅晶委員

今回、スポーツ社会学という観点でいろいろご教示いただいた中で、この条例にもぜひ僕が盛り込んでいただきたいなという思いは、実は今、日本も格差社会と言われていて、特に子供の貧困とか子供の経済格差が教育の機会の格差になっていたりとかというところが、絶対ではないですけども、相対的に認めざるを得ない部分というのがあって、徐々にスポーツも、今までは経済的な格差とかということとは少し離れていたのが、実はスポーツも、特に小学校とか中学校の間にスポーツに出会う機会の格差があったりとか、それから、スポーツに出会っても、それをなかなか継続的にできない環境とかという部分を、この辺は少し政策的とか行政なり、いろんな地域、それから企業とかも協働する中で、子供たちにしっかりとスポーツに出会っていくというようなものも、この中にはやっぱり盛り込まなきゃいけないという部分があるんですが、例えばそういう好事例とか、こういう何か方向性とか、もしご教示いただけるものがあれば教えていただきたいなと思うんですが。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

好事例とはちょっと逆になるかもしれないんですけども、スポーツが産業化をしていくと、やっぱりスポーツをするのにお金がかかっていくというふうになってしまいます。それは逆に、悪いほう、スポーツの産業化が与える悪影響というふうに懸念されている部分であります。

ですので、やっぱりまちづくりにつなげていったりだとか、スポーツによるそういう効果というのを期待するといふときの経済的な部分を考えると、受益者負担といえますか、スポーツやる側もお金を出して当然だと、利益を得る人がお金を出すのが当然だといふふうになってしまいますので、その前に、もう一つのスポーツの振興という形で言いましたけれども、スポーツの公共性というのがまず第一にあって、子供からお年寄りまで全ての人がスポーツにかかわるのが権利なんだというようにところもしっかり考えていかないと、産業化という面が悪影響を与えてしまうということになると思います。

○ 杉田三重大学教育学部教授

おっしゃったとおり、そういう意味で支える公共性をどう担保するかという点では、本

当に乳幼児からそれこそ超高齢者までのさまざまなライフステージと、性別、立場を超えた幅広い人に対する公共性というのは求められるんですけども、僕が理解不足かもしれないんですけど、この条例をつくるに当たっては、四日市でどういう課題があるからこの条例をつくって、それを解決しようとするのかというふうに考えた場合に、これは、三重県であってもほかの市でも、必ず数字で出てくるんですけど、例えば三重県ですと、子供の体力、運動能力の結果が44.5ってなっています。これは多分偏差値だと思います。それを平成30年には50にしたいというふうに、三重県の条例、それから推進計画のほうにはうたわれております。それから、成人で週1回以上運動する割合は、三重県の場合、52.8%と出ております。これを平成30年には65%にしたいというふうになっておりまして、そのときに、例えば児童生徒の週1回以上のスポーツの実施率がどれくらいかというのは、三重県のほうにはうたわれていないんですけど、ほかの市町なんかでは数字で出ているんですね。

ですから、四日市がどういうところで今、課題になっているのか、その数字が、例えば三重県の中でも低いのか高いのか、そういったあたりを踏まえながら、エビデンスに基づいた条例の必要性というものを、我々は多分宿題としてまとめなければいけないのかなというふうには感じております。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

既に質疑の枠を超えて、意見交換というところにも入り込んでこようかと思っております。自由に意見の交換という時間ともしていきたいというふうに考えておりますので、意見交換をするテーマを掲げていただいて、今後の調査研究していただきたい課題出し等にも加えていただければというふうに存じます。

ご質問、ご意見等ございます方、挙手にてお願いいたします。

○ 森川 慎委員

よろしく申し上げます。

私自身、この間も一般質問でもさせていただいたんですけども、この四日市にぜひプロチーム、Jリーグも含めてなんですけど、プロの競技の何かを、市民が、みんなが夢を持てるような、そんなプロチームができてほしいなということは昔から、議員になる前か

ら思っています、せっかくスポーツ振興条例をつくるに当たっては、そういうこともしっかり具体的に後押しできるような、そんな条例にできたらなという思いがあるんですけども、そういったところに必要な条文であるとか、こういうのがもうちょっと盛り込めばいいのかなとか、そういうようなご指導をいただければなど。お考えがあれば、教えていただきたいんですけども。

何かこういうことがあったら、もっとそういう流れなり、市民の機運は高まっていくんじゃないか、一応、今、素案として出てくる中でも、第14条ですか、うたってはもらっているんですけども、これだけでいいのかどうかというあたり、第14条になりますけど、スポーツを通じた地域の活性化というところで、プロスポーツ開催、または誘致に積極的に取り組むものとするというようなこともうたっているんですけども、何かもっとこうすればいいんじゃないのかなとか、そんなお考えがあれば、ぜひ。

○ 杉田三重大学教育学部教授

これは条文ですので、この下のところで、例えば推進計画が何か策定されると思うんですけども、そこでより具体的に記載される形でもいいのかなと思います。

先ほどもスポーツツーリズムのお話がありましたけれども、見る、する、支えるという観点で言いますと、トップスポーツを四日市に持ってくるって考えたときに、当然見る機会を与えることはできますし、三重県は残念ながらJリーグもプロ野球も持っていない、かなり希少な県ですので、これはよく僕も県の会議で言うんですけど、そういったところからも、四日市はそれに向かって何か推進していくというようなことがあれば、それはそれで非常に素晴らしいことだと僕は思います。

僕も、どっちかという、競技力向上でオリンピック等の選手の支援をしている立場ですので、トップスポーツというのは、ハンカチがありますと、ぴゅーっと広げると、そのまま広がって、上が上がりますよね。僕はそういうイメージを持っています。トップがあることによって、ハンカチをふっと上に上げると広がる、そういうイメージがありますので、できればそういったプロチーム等があることによって、見る、それからする人も広がる、それから支えるという観点でも広がりが出ますので、そこは推進計画なりのアクションプランのほうに記載があればいいのかなと。

○ 三木 隆委員

今のJリーグのお話に関連してですが、全国でスタジアムがないのが三重県と島根県。両方とも僕、関係しておる県なもんであれなんですけど、この原因というのはどこにあるんでしょうかね。素朴に聞きますけど。

○ 杉田三重大学教育学部教授

スポーツの推進の会議体が三重県にありまして、僕もその委員なんですけれども、その中で、Jリーグ等の試合を行うためには、今の鈴鹿市のスタンドを改修して、かなり的人数が収容できるようなものにしないとJリーグのチームは持てないみたいな、そういう話が出たときに、積極的につくるべきじゃないですかと僕はそのとき声を上げました。ところが、いろんな人が集まる場所で、結局落ちつくのはまあまあというところになってしまいうんですね。

ですので、県民性と言ってしまえばそうなんですけど、なかなか突き抜けたアイデアと行動力が伴ったアクションのほうにはいきづらいというのが、現状かなと僕は個人的に感じております。

○ 萩須智之委員

私も森川委員と同じように、25年ぐらい前ですか、コスモ石油のJリーグへの昇格というのを期待して、いろいろ運動させてもらったんですけれども、結局だめだったと。

そのときから思うんですけど、それ以降、豊田スタジアムができ、野球はナゴヤドームに1時間以内で行けるところという、地の利のよさが災いしていないかなと。ですから、余りにも近いところにプロチームが隣接されると、結局ファンのとり合い、客のとり合いにもなるということで、難しいのかなというのを思ったことがあります。

ですので、木曾川、長良川、揖斐川が陸続きになってから、名古屋圏とのつながりが強くなり過ぎて、名古屋のグランパスとドラゴンズが近過ぎるとというのが一つ、こちらにプロのチームが育ちにくい原因かなと思ったことがありましたので、一言言わせていただきます。

○ 杉田三重大学教育学部教授

会議で意見が出たのは、つくっても、例えば毎週のように試合があれば、要は費用対効果でマイナスにはならないということで、名前を出してちょっとあれですけど、伊賀FC

のサッカーの元なでしこ代表の宮本ともみさんが、そのときにおっしゃったのは、三重県は練習場としてのサッカー場があればそれで、合宿でチームも呼べるし、いいんじゃないか。わざわざスタジアムを、大きなものを今持つよりも、先ほどおっしゃられたように、愛知県や、それから関西のほうに行けば大きなスタジアムがあって、三重県は練習の拠点として位置づく形でいいんじゃないかというようなことの見解がありました。

なので、大きなものをつくっても、その後の利活用の具体的なイメージがしっかりと描けなければ、皆さんに納得いただけないということだと思います。コンサートだったり、さまざまなチームが合宿に来たり、試合が毎週のようにあったりということで、つくったはいいですけど、年に1回のプロの試合だけでは、やはりつくるだけの価値がないんじゃないかという見解がありました。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。補足をいただきました。

他にございますでしょうか。

○ 森川 慎委員

トップアスリートの件についてなんですけれども、今意見が出て、私も考えていて、トップアスリートってちょっと文言としてぴんどこないかなという、我々は、ふだん議会の中でもトップアスリートなんていう名前が出てきて、こういう感じかなというか、大体のイメージはあるんですけれども、市民の人たちに条例としてつくっていったら、トップアスリートというのと、わかりにくいのかなという思いが今してきました。

そのあたりの表現の方法とか、もうちょっとイメージの湧きやすいような日本語にするとか、そういうのも必要なのかなと思ったんですけれども、ご意見があれば伺いたいと思いますけど。

○ 杉田三重大学教育学部教授

今見せていただいております資料の条文の柱の第3条の（1）、（2）、（3）のところには、トップスポーツというふうな文言しかうたわれておりませんので、その解説の中にトップアスリートという言葉が出てまいりますので、そこは特に僕は問題にはならないのではないかと。むしろ、トップスポーツに携わる、要はアスリートがどのように役割を

演じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる、活力あるまちづくりにしていくのかということだと思いますので、そこについては、基本政策の中の条文の中には出てきませんので、それほど大きな問題ではないんじゃないかなというふうには感じます。

○ 森川 慎委員

ありがとうございます。

これ、ちょっと委員長に聞きたいんですけど、前文のところには、トップアスリートを目指す技というふうに、趣旨を加えた前文を作成予定って書いてあるんですけど、先ほどの教授の言われたことと、そのあたりというのはどうですかね。お考えを聞きたいんですけども。

○ 樋口龍馬委員長

トップアスリートを目指したいなと思う人たちの道を閉ざす必要は一切ないと思っていて、別にそれに特化するつもりがないというのは、これは共通でずっと言い続けていることです。文言として使う使わないについては、皆さんでまた前文の案を出させてもらったときに評価していただければいいんだと思うんですが、僕はそれを忌避する、わざわざ嫌って避ける必要は一切感じていないというところですね。

思いを書く部分としての前文という位置づけと、条例の目指すべきところを書きつづる場所が前文だというふうに理解をしていますので、その文言について、今、どう扱うかということを差し控えさせていただいて、流れの中で登場する可能性は十分にあるというふうにご判断いただければと思います。

○ 森川 慎委員

わかりました。

○ 樋口龍馬委員長

他にございますでしょうか。

○ 三木 隆委員

一般質問でちょっとさせてもらったんですけど、今の子供たちが運動能力というんです

か、僕は小学校の体育と中学校の部活と高校の部活でそこそこの選手にはなれたんですが、今、その状態では、とてもじゃないけどアスリートにはなれないと。

ここの現状を、どのように見ておられておるのか。確かに指導者が不足していて、対応する人、先ほど出た総合型スポーツクラブに対しても、単に僕が感じるころは、指導者に優秀な人がいないもんで、それなりの成果が出てこないと。ここに一番の大きな原因があるかなと思うんですが、今、それを文化と言われるんですが、スポーツをやれと強制するものでもないし、ここの難しさの中で、一体、先生は小、中、高と成長する過程の中で、今の環境をどう見られておるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけどね。

○ 杉田三重大学教育学部教授

おっしゃるとおり、私も同じような感覚であります。

小学校のときに例えば陸上競技をやっていました、中学校に行ったら陸上部がない、陸上を教えられる先生がいないというところは、四日市や三重県内を見回してみてもたくさんあります。

そういったときに、僕は県の会議でも申し上げたんですけど、小学校は体育専科の先生を置いて、要は1人の先生が全ての教科を持つんじゃなくて、1年生から6年生まで体育を教える先生を置いて、要は体育が苦手な先生が教えるんじゃなくて、体育専科の小学校の先生を置くべきじゃないかと。それは音楽にしてもそうだと思うんですけど、そういったことで、まず小学校のうちからしっかりと体を動かすことの喜びを味わわせるような教師の配置のあり方を考えるということはまず大事だと思っていますし、中学校の場合ですと、やっぱり一つの学校にいないならば、もう複数のところで定期的に集まって練習会を開くとかということをしていない限りは、例えば陸上部ということ言うと、陸上にはもうかわれない状況になっていますので、そのあたりについての教師の適正配置と、それから、じゃ、合同にやるにしても、四日市でも、僕は河原田出身ですけど、河原田小学校、南中学校でしたけど、南中学校で陸上部がないってなったときに、じゃ、塩浜中学校にもいないし、隣の内部中学校にもいないとなると、かなり遠くに行かないと陸上競技はできないということになりますので、そういったあたりのエリアごとの適正な指導者の配置ということも視野に入れながら、合同でチームを組んで試合に出られるようなルールの改正等も、あわせてしてあげるといいと思います。

今のスポーツとしての文化という言葉で言うと、公共性が担保されていない状況だと思

います。言ってみれば、不平等な。ちょっと言い過ぎかもしれませんが。そういうような状況になりつつあるのではないかと、僕も心を痛めているところであります。

○ 中川雅晶委員

今のところも、本当に指導者の育成というか、最近、テレビで、悩んでいる少年団とかがコーチングの有名な方を連れてきたら激変するというのを番組で、脚色もあるでしょうけど、でも、おおむね私の子供を見ている、今の指導者が悪いというわけではなくて、やっぱり指導者も時代に適応していかなきゃならないのかなど。今の子供、それから今のスポーツの環境を含めて、やっぱりそういう過渡期に入っている中で、指導者のあり方というのは問われるところはありますし、公共性と。

それから、例えば今であれば、もう少しICTを活用するとかいろいろ工夫をして、その辺をカバーできるという余地もあるのかなという部分と、それから、学校のクラブというか、学校の部活に限界というところをどう突破していくかというところを真剣に、やっぱり行政を含めて私たちも考えていかなきゃならないのかなというところで、先ほど、人材育成の場としてのスポーツボランティアって、もちろん直接スポーツを指導するボランティアも含まれるし、例えばする人だけではなくて、見たりとかする、また、先ほどのスポーツイベントの中で一緒になってイベントを企画から、それから運営から、そういう携わる人材育成の場としても、こういうボランティアという部分は包括されるのかどうかというのを伺いたいし、また、そういう活動に積極的に、例えば高校生だったりとか大学生であったりとか地域の人が、いろんな、そんな全国レベルとかオリンピックとかというようなのではなくて、本当に東海大会とか県大会でも、そういうボランティアを積極的に受け入れしてかかわってもらうことによって、ボランティアの人材育成という部分の側面もあるのかなというふうにお伺いしていたんですが、その辺はどうなんですかね。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

ありがとうございます。

確かに今私が書いている分に関しましては、イメージしていたのは、イベント系のものを想定してはいたんですけれども、おっしゃったとおりでありまして、やっぱりトップ指導者を呼んで、そこにボランティアとして、指導者を目指す学生だったり、若手の指導者を目指すアスリートだったり、その辺の人たちを呼んできて、いろいろ指導者としての指

導を受けながら、そこにまた子供たちがいたりして、そこで上手な循環ができるような形がとればいいのかなどというふうに思いました。

それも、1回で終わるとか、単発で終わるんじゃなくて、そういったボランティアに来る、ボランティアをしている人たちに、指導者としての指導力だったりとか、そういったものも含めて身につけてもらうような形をとりながら、ボランティアをしてもらう。そういった仕組みづくりみたいなのもあれば、うまく回っていくんじゃないのかなというふうに思いました。

行く行くは、やっぱり四日市の未来を担う若い人たちでもあると思いますので、リーダーシップを身につけたりだとか、スポーツ界にも貢献できるような、そういった人材になるということがうまく回っていけばいいのかなというふうに思いました。

○ 杉田三重大学教育学部教授

今、学校現場での部活動の指導者に対する負担増の問題が随分取り沙汰されて、名古屋大学の内田先生という先生がかなり否定的な見解を述べられておりますけれども、現実的には、本当に好きだから今までやってきている、そういう先生方に支えられてきていたというのが現実だと思います。それが、今はライフ・ワーク・バランスの関係で、もう遅くまで学校にいて部活の指導をするよりも、家庭で少しでも時間をとる先生がふえてきたということで、そうなりますと、なかなか部活の引き受け手がなくなりますし、現在も少しのペイはあるようですが、それでは十分に足りないということであれば、それは外部指導者を雇って、しかるべき措置を講じなければ、学校生活の中での部活動というのはもう成り立たない状況にあると思います。

その中で、ボランティアというのは基本的には無償で責任がない立場ですので、きちんとした予算措置の中で外部指導者ということと、それを支えるボランティアという役割分担の中で指導体制ができればいいかなと思います。それについては、トップの指導者を呼んで、やはり研修活動をしたりしなければいけませんし、選手が育つ背景には、施設や道具等の環境、それから指導者、それから指導プログラム、この三つがないと選手は育たないと言われていています。

ですから、形だけそろえても、本当に指導プログラムをしっかりとしたものを持ち合わせないと、安全かつ効果的な指導はできないということだと思いますので、やはり財源が必要かなというふうには思います。

○ 中川雅晶委員

私たちの議論の中でも、外部指導者とかをやっぱり、行政や教育委員会なりが認定をする制度を設けることによって、一定の人となりというか人的、また、そういうスポーツのスキルとしての質を確保しながら教育的配慮をしっかりと持って、こういった研修システムを持って入っていただくというようなものを設けていったらどうかというようなことも議論としてはあったのでぜひ、その辺はどうなんですかね。

○ 杉田三重大学教育学部教授

おっしゃるとおりだと思います。指導者の質次第ですから、どう高品質な指導者を育てていくかというのは課題だと思いますし、それを支えるための研修システム、認定制度というものを、例えば四日市なら四日市、三重県なら三重県で、三重国民体育大会、三重インターハイに向けて整備していくということは、僕は重要なことだと思います。

○ 樋口龍馬委員長

時間の感じからいきますと、あと1問、2問ということになってこようかと思います。いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

手が挙がらなかったのも、先ほど中盤であった、プロ野球、Jリーグがないという絡みで、ぜひ大隈先生にご見解をお伺いしたいんですけど、Vリーグの力、Vのほうの可能性についてお伺いしたいんですけど、先生はご存じだと思いますけど、三重県でいくと、Jリーグ関係で言うと、ヴィアティン三重さんが中心にサッカーをやっていますが、ご存じのとおり、ヴィアティン三重さんはバレーチームも立ち上げていただいて、何とかVリーグの加盟に向けて動いています。

私も、ヴィアティン三重のサッカーがJ3に行くよりも、ヴィアティン三重のバレーがチャレンジⅡに行くほうが、これは早いなという感覚を持っているんですけど、そのときに、いかにバレーボールのほうで生かせる方法があるのか。

それともう一つ、逆に、今、Vリーグのほうであるところの成功事例としてというと、どこが一番いいのかな。やっぱり岡山シーガルズかなと思わなくはないんですけど、その

辺のところでの感覚をお伺いしたいと思います。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

Vリーグのチームで言いますと、先ほどおっしゃったように、岡山シーガルズが唯一の市民球団なんだということをおっしゃりながら、何とかやっているというところがあります。ですけど、岡山シーガルズの現状をちょっと見ても、体育館がなくて、いろんな中学校とか高校の体育館をその日に場所を変えながら、もっと言うと、体育館4分の1ぐらいしか、コート半分ぐらいしか使えない中で活動をしているというのが現状みたいです。なかなか厳しいというのが市民球団の現状です。バレーボールでは、岡山シーガルズしかないということです。

ヴィアティン三重につきまして、私も全然知らなかったんですけど、一応関係しているんですけど、えっと思いつきながら発足したというのは確認しました。

ヴィアティン三重というのは、もともと総合型の中から出てきたチームということで、総合型の理念からしますと、各市町とか、そういうふうな地域をベースにした活動をするというのが総合型で、ただ、私の専門的なところで言いますと、それがヴィアティン三重ってなったときに、総合型とはちょっとニュアンスは少し違ってくるのかな。どこを中核にして、これからヴィアティン三重が活動していくのかな、もちろんファンクラブだとか、そういったものも含めて、これからどんどん上がっていかなくちゃいけないという状況の中で、もともとの理念から言いますと、総合型で三重県というのを視野に入れるというのは、ちょっと矛盾があるのかなというようなところは少しあるところですよ。ですけど、バレーボールチームで初めて立ち上がってきていますので、今後の行く末は見ていきたいなというふうに思っています。

○ 森川 慎委員

ちょっと関連いいですか。

○ 樋口龍馬委員長

はい。

○ 森川 慎委員

総合型ですごくうまくいっているところを、幾つか教えてもらえると。個人的に研究したいんです。これは見ておいてほしいよみたいなのがあったら、教えてほしいので、一つ、二つ。

○ 大隈三重大学教育学部准教授

事例という形でちょっと言えればよかったんですけど、また次までに、事例を挙げながらもうちちょっと説明できるように準備してきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

他にないようでしたら、副委員長のほうより。

○ 荒木美幸副委員長

じゃ、一つだけ質問させていただきます。

きょうはありがとうございます。スポーツを通しての人間性であったり人格形成というのは最も重要であると思いますし、特に子供たちや青少年、今回の条例にもそういった思いをしっかりとまた入れていく必要があるのかなというふうに考えております。

実は、トップアスリートなんですけど、素案を考えていく段階において、トップアスリートの人格形成であったり人間性の育成面をしっかりと条例に盛り込んでいってはどうだろうかというような意見が上がっているんですね。

これはなぜならばということなんですけど、一つの例としまして、最近、トップアスリートによるさまざまな、夢を壊す不祥事が起こっております。夢を描く、夢を持つトップアスリートがそうではない、子供たちの夢を壊すというような、そういう状況がある中で、これは子供たちも不幸ですし、また、応援した人も不幸ですし、本人も不幸だと思いますね。そうなってはいけないという、やはり機運であったり風土をつくっていく必要があるかと思いますが、そういった思いをこういった条例の中に盛り込んでいくためには、どのような盛り込み方がいいのか、また、そういったことが盛り込めるのか、少しアドバイスがいただけたらなと思います。

○ 杉田三重大学教育学部教授

トップアスリートという言葉は、本来リーダーという言葉で、それこそスポーツだけではなくて、広く一般の社会、人々の中で模範となるトップリーダーとしての位置づけで位置づいていますので、そのトップアスリートの人格形成云々というふうにしちゃいますと、そもそもトップアスリートの定義からずれてしまうことになるかなと思って、お話を伺っておりました。スポーツを通じた人格形成、人づくりということと言えますと、そういうところの文言というのはどこかには入るかと思いますが、トップアスリートへの人格形成等々というのは、その言葉自体は少し違和感があるかなという気がいたします。

実は三重県の条例のときにも、そういうことをスポーツを通じて教えるべきじゃないかと、賭博だとか薬物だとか、それから正々堂々とやる、そういった倫理等々のことも含めたほうがいいんじゃないかと言ったんですけど、残念ながら、そこは外れております。それは、そもそもあってしかるべきだという考え方に基づいているのだと思うんですけど、ですけれども、どこかには、それらがわかるような文言で位置づけてもいいかなとは思いますが。直接的な表現ではない形でですけれども。おっしゃる意図はよく理解しております。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。

これはスポーツだけには限らないかもわかりませんが、やはりマスコミが取り上げたりとか、あるいはタイトルを取ることによって、一躍メディアにさらされていけば、やはりいろんな方も近づいてきますし、利用もされますし、また、それがいい道、悪い道、どちらに行くかもわからないというような状況にも置かれるという子供たちのリスク。しかも、まだ若くていろんな分別もつかないままに、そういうトップ、あるいはトップとまではいなくても、スポーツによって目立つ存在になったがゆえに、そういう道に陥ってしまうことは何とか防ぎたいというのは私自身の思いの中にもあるんですけども、だから、そういう子供たちを守るという視点でも、そういう思いというのはどこかに盛り込んでいくべきなのではないかなというふうには感じてはおります。

○ 杉田三重大学教育学部教授

恐らく指導者養成の研修プログラムの1コマですとか、選手の研修の1コマですとか、あるいは国民体育大会等々での四日市の中でのプログラムの1コマですとか、そういったところでしっかりと時間をとられるといいのかなと思います。必要だと思います。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員長

お時間となってまいりました。

本日、皆様と冒頭に確認をさせていただきました課題についてという部分につきましても、先生にはお目通ししていただいて、研究をしていただいて、報告をいただきたいというふうに考えておるところでございますし、また、今後の委員会の中でも、加えての調査を特出しで要求したいというものがございましたらぜひ出していただいて、時間的にタイトな部分がございますので、この契約期間内に調査が済むものについてはぜひ依頼をかけていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いをいたします。

○ 森 康哲委員

ぜひ、国がやるべきこと、県がやるべきこと、市がやるべきこと、その位置づけをちよっと教えていただきたいなと思いますので、それも加えてお願いしたいと思います。

○ 樋口龍馬委員長

よろしく願いをいたします。

では、こちらで、先生お二方は契約がございますので、ご退出をいただきたいというふうに思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。

では、会議を続けます。

本日の議題の3番です。今後の日程について確認をしたいというふうに存じます。

皆様、手帳をお願いいたします。

第8回までを提案させていただきたく思います。

第6回につきましては、行政視察がこの6回までの間にございますので、本日の講義内容、そして、行政視察を終えて、改めて条例素案について検討を進める回としたいというふうに考えてございます。

続きまして、第7回、8月18日でございますが、同様に条例素案の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

そして、第8回につきましては予備日とさせていただきます。さまざまな学びが集中しますので、その中で十分な時間ではないというふうに、2回では足りないということとございましたら、この3回目を使わせていただきたいという、予備日という設定をさせていただきます。

8月10日、8月18日、8月23日について、どうしても都合がつかないということでありましたら、腹案を持たないわけではございませんので、皆様に予定を確認していただきたいと思えます。

8月10日、どうしても出られないという方、おみえになりますでしょうか。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。では、8月10日を第6回とさせていただきます。

続きまして、第7回、8月18日なんでございますが、これはなかなか、議会の日程の中で、これ以外の日程をとれていない状況でございます。恐れ入ります、お盆明けのお忙しい時間かと思えますが、8月18日午前10時をご予定ください。

先ほど申し上げましたように、8月23日火曜日、午前10時からの第8回につきましては、第7回までで一定条例の素案について取りまとめが完了したという判断ができれば、流会というか、開催をしない方向に進めたいというふうに考えておりますので、ご留意ください。

これらの点につきましてご質問、ご意見等ございます方、おみえになりましたら、挙手にてお願いいたします。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ありがとうございます。

〔次回日程は、8月10日、8月18日、8月23日と決定する。〕

○ 樋口龍馬委員長

では、続きまして、視察について、その他の部分で提案をさせていただきます。

本日皆様のお手元に封筒を配付させていただきました。中に、行政視察の行程表が入っておりますので、ご確認ください。

ここで皆様、ごらんいただくとおわかりになるかと思いますが、新潟市のホテルが大変値段が高い状況になっております。これは、まことに申しわけないのですが、長岡市で花火大会がございまして、それによるハイシーズンでのホテルの単価の高騰ということでございます。

伴いまして、前回ご確認ください、1日目と2日目の食事の手配をさせていただいて、皆様で一堂に会して会食をしたいという申し出をさせていただいたところなんです、こちらのほうでコンクリートさせていただく会食は新潟市でのみというふうにさせていただき、2日目に関しましては、実費にて希望者で行ってきたいなというふうに考えております。

2日目を希望されるされないにつきまして、事務局のほうに皆様、ご確認をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。金額等につきましては、皆様のメールボックスに入れさせていただく、ないしメールで2日目の参加に係る費用を提案させていただきますので、ご確認をいただいた後、事務局のほうに参加の可否についてご連絡をお願いしたいと存じます。よろしく願いをいたします。

また、当日なんです、視察先へのちょっとしたお土産を準備させていただくのを、皆様の日当の中より少々頂戴したいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

視察の行程についてなんです、8月2日はアルビレックス新潟が受け入れをしていただけたことになりましたので、ビッグスワンというアルビレックス新潟のホームのグラウンドで、社長みずからご説明をいただけるという形になっております。アルビレックスは、サッカーが有名なんですけど、実はアルビレックスがいっぱいありまして、さまざまなスポーツに取り組んでいる、ある種企業型の総合型というふうに言えるところでございますので、こういったあたりについて勉強させていただく予定でございます。

8月3日なんです、これは熊谷市のスポーツ振興まちづくり条例についてということで、議員提案でございます。この提案をされた議員の方からのご説明をいただくという形になっております。

当日は、前橋市まで動きまして、前橋市で宿泊をさせていただきます。前橋市での会食について、実費でのお願いをしていきたいといったところでございます。希望者を募らせていただきます。

明けまして8月4日なんですが、前橋市で地域スポーツコミッションについて勉強をさせていただきます、帰ってくるという行程を考えております。

当日の集合時間は、8時50分に南改札口前でございます。マツモトキヨシの前あたりになりますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうからは以上となりますが、委員の皆様の方から何か、その他で諮ることがございましたら、挙手にてご提案ください。

(なし)

○ 樋口龍馬委員長

ないようでしたら、本日の会議は終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

15：41 閉議